

全国ミニバスケットボール大会出場における 1チームを構成する児童在籍小学校の学校数の制限について

1 経緯

全国ミニバスケットボール大会において、平成3年頃から、優勝チームの固定化が始まった。そのチームの背景、成り立ちを精査すると指導法以外にも特徴的な部分が明確になった。

例えば、1つの市（人口約30万）において1チームというチーム編成を行っていることや複数チームで合同編成をして全国ミニバスケットボール大会に出場するような例もみられるようになった。

これは明らかに、日本ミニバスケットボール連盟の理念・目的である、普及・育成の部分から逸脱すると判断するに至った。

そのような状況に対し、日本ミニバスケットボール連盟は、複数チームに分割・再編成するよう指導を加えたが、改善が認められなかった。

それらを踏まえて検討した結果、全国ミニバスケットボール大会においては、5校以上で編成するチームの出場を原則認めないこととした。

2 ねらい

平成9年度第28回全国ミニバスケットボール大会からは、5校以上で編成するチームの全国ミニバスケットボール大会出場を原則認めないという規定制度を実施した。

このねらいとして、次のことが平成9年3月28日の全国理事会で承認されている。

「チームに所属した子どもたちに可能な限り多くのゲームに参加させること。」

「子どもたちにミニバスケットボールの楽しさを十分に味わわせること。」

「各地に広くミニバスケットボールのチームが存在するよう図ること。」

このようなねらいの下、通称「4校枠」規定制度がスタートした。

3 「4校枠」規定制度による成果と課題

上記規定制度を実施したことにより、各都道府県におけるチーム数の増加、チームへの参加児童数の増加が見られ、日本ミニバスケットボール連盟の理念・目的である、普及・育成を図ることができた。

しかし、児童数の減少、少子化の社会現象により、各都道府県においてチーム編成の難しさが現れてきたのも事実である。スポーツ環境や背景も各都道府県・各地区においてそれぞれ相違があり、今までのように、「4校枠」という文言だけで運用するには難しい状況が発生し、より丁寧で、細やかな対応が必要になってきた。

また、4校枠と選手登録規定との誤解や選手育成と強化の定義付けにおけるとらえ方の相違や選手登録に絡んだチーム選択制、校区と校数の意味の解釈の相違等の課題が残された。

これらのことを解決すべく見直しを行った。

4 全国ミニバスケットボール大会出場チームにおける1チーム児童在籍小学校の校数の制限 について

上記の課題を受け、より現状に即した制度の見直しを行い、次のように制定する。これはあくまでも全国ミニバスケットボール大会出場に関してのみの取り組みであり、全国9ブロック大会や各都道府県・各地区における大会について一切制限するものではない。

標記大会出場に関して、出場チームにおいては1チーム児童在籍小学校の校数を原則4校までとする。それ以上の校数については原則認めることはできない。

しかし日本ミニバスケットボール連盟のねらいである「普及・育成」の観点に照らし合わせて、逸脱するものでなければ、本連盟と各都道府県連盟と合議の上、特例として出場を認めることができるものとする。

5 チーム編成について

次の内容についても、よく理解し各都道府県・各地区連盟において丁寧な対応をお願いしたい。

(1) チーム編成における育成と強化の相違について

ミニバスケットボールは、児童が初めてふれる本格的な競技スポーツである。「強くなる」「勝つ」といったことは、競技スポーツとして重要な要素であることは確かである。

しかし、スポーツを行わせる大きな目的は、児童の健全な成長であることを十分に理解し、児童への支援にあたってほしいと考えている。

つまり、「強化」ではなく「育成」に主眼を置いたチーム編成・経営が求められるのである。

ゲームで勝敗を競うのは児童にとって非常に魅力的なことではあるが、何が何でも勝つという考え方を児童に教え込むのではなく、ミニバスケットボールの活動を通して、児童一人一人を技術面や体力面のみならず精神面を含めて全面的に育てていかなければならない。技術以外でも、礼儀等、チームとしての集団生活におけるきまりをしっかり身に付けさせる心を養うことが重要である。

そこで、「友情・ほほえみ・フェアプレー」の精神をミニバスケットボールの合い言葉とし、ミニバスケットボールを通して人間づくりをすることが目的であることを認識し、児童がミニバスケットボールを楽しみ、生涯にわたってバスケットボールを好きになってほしいと願っている。

『育成とは』

前述したように、ミニバスケットボールを通して、児童の健全な成長を支援することを目的とし、定められた範囲内(*1)で児童を指導すること。

スポーツや運動が得意な児童ばかりでなく、少々運動が不得手な児童であっても興味関心をもってミニバスケットボールに取り組んでみたいという思いがあれば、それを大切に、より多くの児童にミニバスケットボールの楽しさや特性に触れさせるためのものである。

(*1) 日本ミニ連盟及び都道府県連盟の加盟登録規定等における合法の範囲内

『強化とは』

「勝つ」ことを最上位目的とし、意図的にチームの合体（連合）や技術面や体力面に優れた子どもを移籍等で集め、チームを指導することである。

1) 単一校・単一チームとしての成り立ち

日本ミニバスケットボール連盟加盟規定第2条2項の④の説明

- (1) 単一学校在籍児童で構成されたチームを原則とする。
- (2) 単一学校在籍児童のみでは活動できない場合のみ近隣校の同一条件校との合体（連合）を認める。

(3) 他学区にチームが普及していない場合等、諸条件が地域によって違いがあるため上記(1)、(2)をそのまま当てはめることはできない場合も多い。その際1、の日本ミニバスケットボール連盟のねらい（ここでは「2ねらい」で記述してある）に基づいて加盟の適否を判定する。
加盟登録は活動しているチームを構成している全児童を対象とする。

1 チームを構成する児童在籍小学校の学校数制限は、チームの児童在籍学校数が単に4学校数以内ならよいという解釈ではない。チームが合体（連合）しなければならない理由と、対象になる児童の生活や活動の基盤がどこにあるかを判断することが大切である。主体校（チーム設立過程で中心となった学校）を中心とした地域に根ざしたチーム編成を求める。

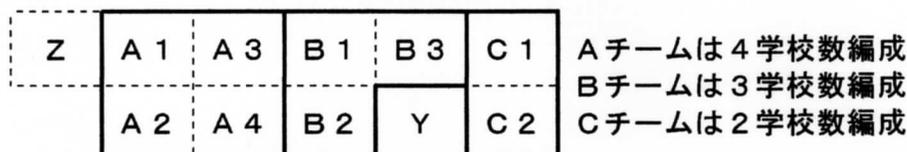
また、都道府県連盟は指導者の育成を推進し、多数校で構成され、部員数が多いチームは、分割・再編成していくように指導していく必要がある。

これらを実践するには指導者の日本ミニバスケットボール連盟のねらいに対する知識・理解と児童育成のためのモラルが必須である。

これにより、チーム数の増加による普及や指導者の育成が図られるものとする。

2) 地域のとらえ方と児童の受け入れ方

- ① 児童が通学している学校に日本ミニバスケットボール連盟に登録しているチーム（以下登録チーム）がある場合は、児童はそのチームに所属するものとする。
- ② 児童が在籍している学校に登録チームがない場合は近隣のチームに所属することができる。
- ③ 近隣のチームに所属することとは、ごく近くの隣接学区にあるチームをさし、隣接学区にチームがあるにもかかわらず、それをまたいで隣接していない学区の他チームが受け入れることは適切ではない。



Zの学校・学区に登録チームがない場合、その学校の児童には学区が隣接しているAチームを紹介する。AチームをまたいでBチーム、Cチームに所属することは適切とはいえない。

また、Yの学校・学区に登録チームがない場合は、地区連盟はB・C両チームを紹介して選択させてもよいが、将来的には、どちらのチームに所属するべきか、地区連盟が両チームと協議して規定していく方向が望ましい。

AチームがZ学校の児童を受け入れるに際し、事前にAチームと各地区連盟が協議し、強化ではなく児童のスポーツ活動の保障と判断し、それに関して日本ミニバスケットボール連盟とも合議の上、それを日本ミニバスケットボール連盟が強化ではなく「普及・育成」のためであると認めた場合は、全国ミニバスケットボール大会に出場できるものとする。

- ④ 国立・県立・私立・特別支援学校・外国人学校等の特定学区を持たない小学校に通学在籍している児童はその在籍校にチームが設定されていない場合は、居住地の学区にある登録チームに所属するものとする。しかし、居住地の学区に登録チームが存在しない場合は近隣のチームに所属する。

- ⑤ 上記以外でも児童をチームに受け入れる場合は、必ずチームが所属している各地区連盟と事前に相談の上、判断する。

相談を受けた各地区連盟は上記の規定に照らし合わせて受け入れを認めたり、受け入れが適正ではない場合、受け入れ可能な適正チームを紹介したりする。

チーム指導者・保護者同士の暗黙の了解や、規定の勝手な解釈や判断で児童の受け入れを進めてはならない。

(2) 児童の移籍について

特別な事情がない限り、チーム間の移籍は認めない。

特別な事情とは、基本的には転居を伴う転校及びチームの新設もしくは所属チームの統廃合をさす。

1) 年度途中における、学校転出入について

児童が年度途中転居に伴う転校をした場合、転校先の学校に登録チームがある場合はそのチームへ所属（移籍）し、ない場合はその近隣の登録チームに所属（移籍）することを原則とするが、これまでの所属チームに留まることもできる。

2) チームの新設、所属チームの統廃合について

これまで登録チームがなかった学校や地域に新たにチームが設立された場合、近隣チームや地域、児童の発達段階を考慮した上、新たなチームに所属（移籍）したり、これまでの所属チームに留まったりすることことができる。

所属チームが解散・廃部となった場合、それまで所属していた児童は適正な近隣チームに所属（移籍）することを原則とする。複数チームがやむを得ない事情により統合を各地区連盟申し出てきた場合、十分精査した上、チーム強化にならないよう指導する。

いずれの場合も、直近の各地区連盟を通して各都道府県連盟が実態を正確に把握し、適正な運用がなされるように指導しなければならない。

(3) 各都道府県、各地区におけるスポーツ環境・背景の相違について

チームの設立にあたっては、各都道府県によっていろいろな背景の中で設立されている。

学校教育活動の一環として設立されたチーム、子供会から発祥したチーム、スポーツ少年団チーム、総合型地域スポーツクラブチーム、市町村協会育成チーム等、様々である。少子化、都市化、過疎化、市町村合併と時代の流れと共にチーム編制も変化してきている。

都市化の中で、児童数が増えている地域もあれば、大都市における児童数の減少により多数校での編制でなければチームが存続しないところもある。

町村においても過疎化による少子化現象に伴いチームの統廃合が行われ、複数校の編制チームも増加傾向である。更に、運動離れや競技種目の多様化により、ミニバスケットボールに参加する子どもの減少も考えられる。

このような現状の中ではあるが、勝つことより楽しみながらミニバスケットボールの特性に触れさせるよう取り組んでいるチームが、全国に沢山ある。

このように活動しているチームを本連盟は大切にしていきたいと考えている。

6 運用にあたって

本規定に関しては、一つの規準として提示したが、ここに至るまでの経緯や日本ミニバスケットボール連盟のねらい、本規定のもつ基本的な精神を十分に理解した上で、各都道府県及び各地区の実態に応じて、都道府県連盟の主体性と責任をもって運用をしていただきたい。